平成２２年（フ）第６４５号
静岡県藤枝市茶町４丁目10番２号
破産者　岡島　弘樹
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７７１号
大阪市大正区小林西１丁目７―21―202　打出かよ方、開始決定時の住所静岡市葵区唐瀬１丁目４番７号
破産者　打出三千雄
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８５号
静岡県藤枝市旭が丘８番４号、旧住所静岡県藤枝市旭が丘21番11号
破産者　岡島　真樹
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５０号
静岡県島田市金谷代官町284番地の３　グランメールＡ203号室、開始決定時の住所静岡県島田市金谷代官町326番地の50
破産者　狩俣美恵子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３号
静岡県島田市金谷代官町284番地の３　グランメールＡ203号室、開始決定時の住所静岡県島田市金谷代官町326番地の50
破産者　狩俣　昌則
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
佐賀県伊万里市南波多町井手野2686番地４
破産者　高田平三郎
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２５９号
仙台市若林区大和町１丁目16番21号　ビレッジ大和町201
破産者　三浦　定光
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８７号
宮城県加美郡加美町宮崎字寒風沢三番12番地１
破産者　猪股　修一
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
宮城県栗原市瀬峰下田216番地６　チェリーヒルズ101号
破産者　柴崎　保子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６６７号
埼玉県本庄市下仁手94番地８、開始決定時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木1218番地サンロイヤルＢ202号
破産者　伊藤　英二
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
埼玉県本庄市下仁手94番地８、開始決定時の住所埼玉県児玉郡上里町大字七本木1218番地サンロイヤルＢ202号
破産者　伊藤　礼子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２９号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目16番12号
破産者　松井　敦子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３１号
神奈川県大和市下鶴間3030番地７　利幸ビレッジⅡ205
破産者　畠山　裕次
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３６９号
川崎市中原区上丸子天神町364番地８　ラコスタ新丸子206、前住所横浜市瀬谷区阿久和西１丁目32番地２
破産者　柿迫　公正
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
川崎市中原区上丸子天神町364番地８　ラコスタ新丸子206、前住所横浜市瀬谷区阿久和西１丁目32番地２
破産者　柿迫　　惠
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３００２号
名古屋市緑区諸の木１丁目1934番地
破産者　近藤　若美
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３０号
名古屋市中村区烏森町６丁目74番地　コーポ芳栄106号
破産者　ビービーファミリーこと　時津　道人
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３４号
愛知県刈谷市泉田町宮前28の２、住民票上の住所名古屋市港区宝神２丁目908番地の２宝勝ハイツ401号
破産者　田澤　靖博
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部